



みどり おうちがた
水土里ネット邑知潟

食と環境を守る

広 報

第 9 号

H27.6.4 発行

みどり おうちがた 水土里ネット邑知潟



邑知潟クリーン作戦

邑知潟には、毎年多数の渡り鳥が飛来し、県内外より多くの見学者が訪れています。また、平成13年には堤防沿いに約600本の桜を植栽しており、4月中旬ごろの満開時には景観を楽しむようになりました。この環境を守っていくため、「邑知潟クリーン作戦」として毎年11月に地元住民および近隣の小学校PTA、関係団体や企業の有志により邑知潟周囲約6kmにわたってゴミ拾い・草刈りを実施しています。昨年度は約400人が参加し、2トントラック4台分のゴミを収集して、堤防沿いや桜木周辺の草刈りをお願いしています。

平成16年度から始まったこの活動も今年で12回目を迎えます。空き缶や古タイヤ等不法投棄の防止と邑知潟の環境保全の一環として行われています。

広報：水土里ネット邑知潟 第9号

発行所 邑知潟土地改良区
〒925-0026 石川県羽咋市石野町へ27-2
TEL (0767) 22-2020 FAX (0767) 22-9040
<http://www.outigata.or.jp>
E-mail: midori-net@outigata.or.jp



邑知潟土地改良区理事長
杉浦 謙治

理事長のあいさつ

入梅の候、組合員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は当土地改良区の運営及び事業につきまして、深いご理解と格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。心より厚くお礼申しあげます。

平成24年度から始まった暗渠排水工事は、本年度四町・千代町・金丸出・鹿島路・柳田で工事が完了すれば、邑知潟周辺の暗渠排水工事は終了します。今まで暗渠排水工事には8億9千万円の国費100%の補助金を頂いており、関係機関には衷心よりお礼申し上げます。

また、平成19年度から着手しております多面的機能支払交付金（旧、農地・水・環境向上）は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、平成26年度に創設され、平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて実施されます。本法律は、多面的機能支払いのほか、これまでの中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払も対象となっております。今後とも同事業に対してご協力の程宜しく申し上げます。

最後になりますが、組合員並びに地域住民の皆様の負託に応えられますよう、役職員一丸となり取り組みますので、特段のご理解とご協力をそしてご指導をお願い申し上げますとともに、皆様の更なるご健勝をご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

第19回 邑知潟土地改良区通常総代会

3月7日にコスモアイル羽咋において、山辺羽咋市長、稲村・本吉両県議会議員、美作中能登農林総合事務所長をはじめ関係町会長・干拓長、管理区委員長など多数のご臨席を得て、11議案が上程され原案どおり可決成立しました。

◆通常総代会で可決成立した議案は次のとおりです。



- | | |
|--------|------------------------------------|
| 第1号議案 | 平成26年度補正・平成27年度農業基盤整備促進事業計画の議決について |
| 第2号議案 | 平成26年度（2回）一般会計収支補正予算の議決について |
| 第3号議案 | 平成27年度土地改良施設維持管理適正化事業計画の議決について |
| 第4号議案 | // 一般会計収支予算の議決について |
| 第5号議案 | // 特別会計収支予算の議決について |
| 第6号議案 | // 特別会計管理区収支予算の議決について |
| 第7号議案 | // 特別会計管理区積立金収支予算の議決について |
| 第8号議案 | // 賦課金の賦課徴収方法及びその時期の議決について |
| 第9号議案 | // 一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について |
| 第10号議案 | // 金銭預入先金融機関の議決について |
| 第11号議案 | // 役員の報酬について |

平成27年度 邑知潟水土里ネットワーク

平成19年度から始まった農地・水・環境向上活動は、平成26年度より多面的機能支払に変わり「農地維持支払」と「資源向上支払」になりました。

農地維持支払は、地域住民などによる組織が取り組む、水路の江堀りや草刈り、農道の砂利補充などの地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等多面的機能を支える共同活動に対して支払をします。

資源向上支払は、地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動に対して支払をします。

これらの多面的機能支払は、各町会から活動に伴う活動日報・活動写真・請求、領収書などの提出により、各町会へ交付されるものです。

◆通常総代会で可決成立した議案は次のとおりです。

第1号議案 多面的機能支払 平成27年度邑知潟水土里
ネットワーク収支予算の議決について

第2号議案 平成27年度 活動計画の議決について

第3号議案 一時借入金及びその方法の議決について



※ 邑知潟水土里ネットワークでは、平成27年度の活動として、3月下旬各地区で施設点検・機能診断を行い、4月5日から活動計画に基づき各町会で江堀り・草刈り・農道補修・軽微な補修工事を行えます。

※ 志雄みどりの会は、3月下旬に施設点検・機能診断と平成27年度の活動計画の承認を受け、4月より各区会で江堀り・草刈り・農道補修・軽微な補修工事を行えます。

◆今までの活動内容

農地維持支払（集合写真・大型草刈機での草刈り・U字溝敷設状況写真）



資源向上支払（花の植栽・園児の田植え体験・ベンチ作成）



平成27年度 予算報告書

●一般会計収支予算

収入の部（368,754 千円）



支出の部（368,754 千円）



●管理区収支予算

収入の部（37,943 千円）



支出の部（37,943 千円）



*内、子浦川防災・羽咋町・一ノ宮・千石・余喜管理区は一般会計の管理区になります。

●特別会計収支予算

備荒積立金収支予算 27,579,000 円

償還積立金収支予算 6,447,000 円

管理委託施設収支予算 19,473,000 円

転用決済金積立金予算 7,586,000 円

退職給与積立金収支予算 11,524,000 円

●特別会計管理区積立金

各 管 理 区	予 算 額	各 管 理 区	予 算 額
子浦川防災溜池管理区	100,024,000 円	鹿島路管理	8,486,000 円
柳田管理区	16,327,000 円	釜屋管理区	62,810,000 円
羽咋町管理区	12,899,000 円	一ノ宮管理区	695,000 円
千路管理区	16,770,000 円	余喜管理区	981,000 円
千石管理区	1,478,000 円		

●賦課基準（邑知潟周辺受益地）

水門負担	370 円／10a
干拓地経常賦課金	1,500 円／10a
排水機場県管理費負担	3,270 円／10a
干拓地管理費	160～640 円／10a

特別会計区域経常賦課金	1,500 円／10a
一般会計区域経常賦課金	1,200 円／10a
越路野干拓地経常賦課金	1,000 円／10a
管理区経常賦課金	250 円／10a

●賦課基準（管理区）

各 管 理 区	面 積(㎡)	10a 当り	各 管 理 区	面 積(㎡)	10a 当り
千路管理区（田）	766,727	3,800 円	羽咋町管理区	265,558 50,430	2,400 円 2,900 円
千路管理区（畑）	15,226	1,600 円	子浦川防災溜池管理区	3,129,942	2,250 円
柳田管理区（本田）	95,328	2,000 円	釜屋管理区	415,920	3,880 円
柳田管理区（整備田）	1,114,891	4,000 円 5,000 円	鹿島路管理区（田）	625,265	4,500 円
柳田管理区（高廻）	32,254	1,000 円	鹿島路管理区（畑）	16,282	4,050 円
千石管理区	59,990	4000 円	余喜管理区	2,074,237	250 円
			一ノ宮管理区	529,617	909 円

平成26年度 土地改良施設維持管理適正化事業 事業報告

平成 26 年度より、羽咋市から 10%の助成金が交付されます。(国 30%、県 30%、市 10%、地元 30%)

◆四柳用水機場補修工事（2,500 千円）



◆四柳用水ポンプ場補修工事 2ヶ所（4,500 千円）



◆鹿島路1号用水機場補修工事（2,000 千円）



◆鹿島路2号用水機場補修工事（2,000 千円）



◆子浦川防災ダム斜樋補修工事（4,000 千円）

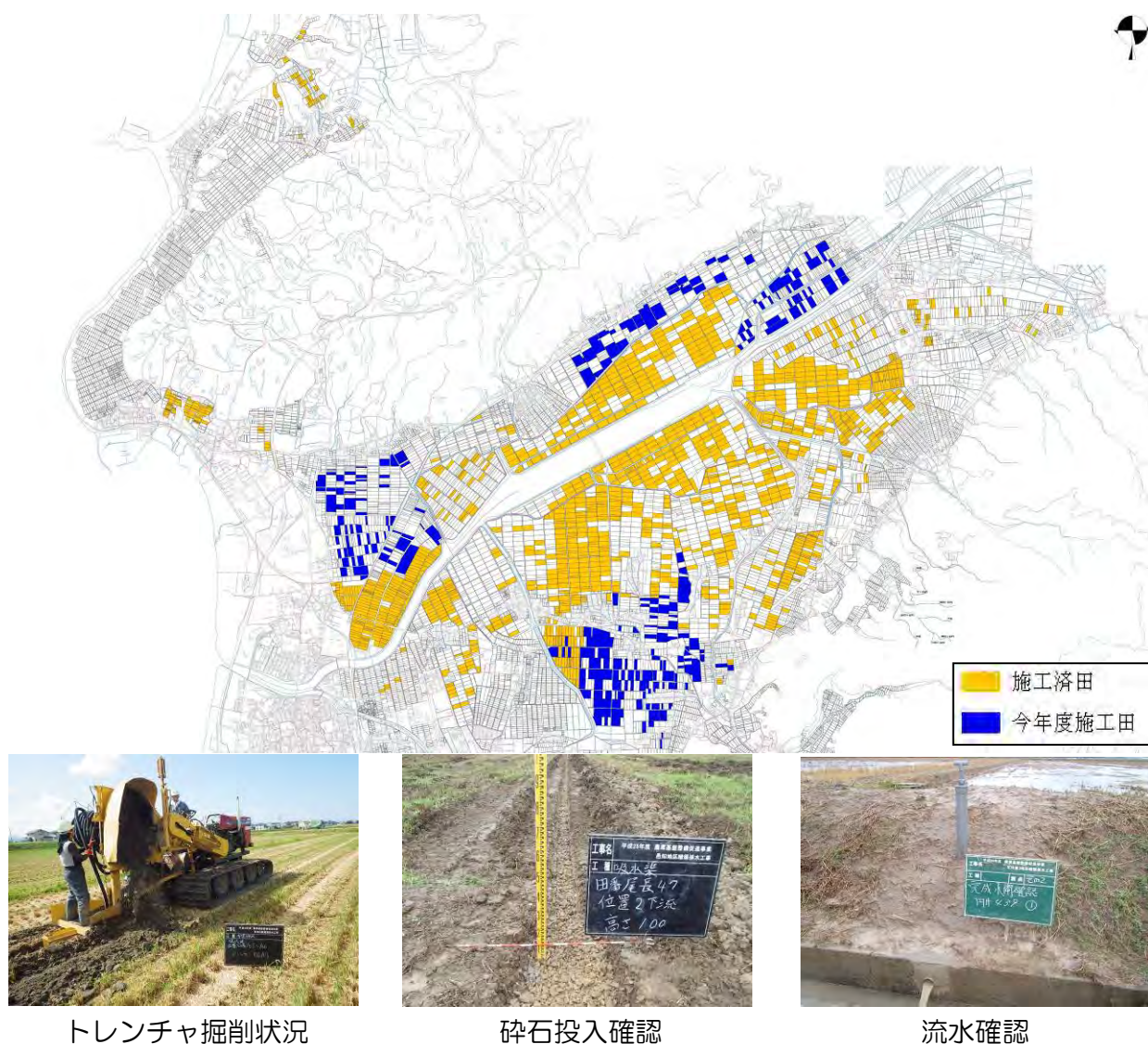


邑知潟周辺暗渠排水工事について

◆農業基盤整備促進事業（旧. 農業体質強化事業）

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に進めることを目的として、平成24年度より実施する。

平成24年度から583haの暗渠排水を実施



トレンチャ掘削状況

砕石投入確認

流水確認

必ず届け出下さい（自己申告）

◆組合員の資格取得・喪失の届出について

農地の売買や組合員が死亡したり、農業者年金受給にさしかえがある場合は、新しい組合員に変更が必要です。改良区より組合員資特喪通知書を送付しますので、提出して下さい。

◆農地転用の申請・届出について

農地を宅地等に転用する場合には、土地台帳から除外するため「地区除外申請」が必要です。この場合、転用決済金の納付が必要です。届出がないと、毎年賦課金がかかります。